

錦江町農業委員会 8月総会議事録

○ 開催日時 平成28年8月25日(木) 午後1時30分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員(19人)

| | | |
|----|-----|-------|
| 会長 | 1番 | 宿利原勝吉 |
| 代理 | 2番 | 基 岸澄 |
| 委員 | 3番 | 厚ヶ瀬博文 |
| 〃 | 4番 | 水流 豊美 |
| 〃 | 5番 | 平原 栄 |
| 〃 | 6番 | 欠 番 |
| 〃 | 7番 | 毛下 利美 |
| 〃 | 8番 | 寺田 郁哉 |
| 〃 | 9番 | 安水 純一 |
| 〃 | 10番 | 牧原 昇 |
| 〃 | 11番 | 元丸 敏朗 |
| 〃 | 12番 | 鍋 康博 |
| 〃 | 13番 | 徳永 哲朗 |
| 〃 | 14番 | 貫見 和洋 |
| 〃 | 15番 | 畠中 正秋 |
| 〃 | 16番 | 山中 徹 |
| 〃 | 17番 | 鳥越 秀一 |
| 〃 | 18番 | 樋渡 俊信 |
| 〃 | 19番 | 鈴 一麿 |
| 〃 | 20番 | 本釜 好子 |

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 永田宗成

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第18号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

| | |
|-------------|---|
| 議 長 | <p>只今より平成28年8月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の総会の出席は全員であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に13番 徳永委員と16番 山中委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | 「会務報告と説明」 |
| 議 長 | 只今の会務報告について、質問等はありませんか。 |
| 全委員 | (発言なし) |
| 議 長 | 無いようですので、以上で会務報告を終わります。 |
| 議 長 | <p>それでは附議事項に入ります前に、先月の総会で保留となっていましたI・NさんとF・Yさんとの3条申請にかかる売買価格について、16番 山中委員の報告をお願いします。</p> |
| 16番 山中委員 | <p>F・YさんはNさんの6畝ぐらいの畑の隣に自宅がございます。話し合いをしまして、6畝の〇〇万円で、高いですけれども買いましたということでございました。</p> <p>報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、今月の附議事項に入ります。</p> |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | <p>議案第18号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会議資料のとおり、今回は4筆の利用集積計画についての審議ですが、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を2回に分けて行い、その都度議決したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> |
| 委 員 | (委員の中から「なし」の声) |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第18号のうち、受付番号76号から78号を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議案第18号のうち、受付番号76号から78号についてを説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号76号の貸し人はS・Yさん、S自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、馬場字平和平971番、地目は田、地積は1,386㎡となっています。貸付期間は、平成28年9月1日から平成33年12月14日までで、小作料金30,000円となっています。</p> <p>一方、借り人は、K・Rさん、F自治会在住の方です。</p> <p>K・Rさんについては新規就農予定者で、経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、自作地、小作地はありませんが、ピーマン、バレイショを主体とした経営をされる予定です。</p> <p>農業従事日数は250日で、農業機械については、親との使用貸借となっています。</p> <p>次の受付番号77号の貸し人はB・Yさん、T自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、馬場字芝山427番、地目は田、地積は220㎡となっています。貸付期間は、平成28年9月1日から平成33年12月14日までで、小作料金5,000円となっています。</p> <p>一方、借り人は、76号と同じK・Rさんです。</p> <p>次の受付番号78号の貸し人はM・Sさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、馬場字八木田531番1、地目は田、地積は2,059㎡となって</p> |

| | |
|------------|--|
| | <p>います。貸付期間は、平成28年9月1日から平成31年12月14日までで、小作料金60,000円となっています。</p> <p>一方、借り人は、T・Hさん、S自治会在住の方です。</p> <p>T・Hさんの経営状況は、世帯員6名、農業従事者2名、小作地2,679㎡で、露地野菜、バレイショ、水稻を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械については、親との使用貸借となっています。</p> <p>受付番号76号から78号までの担当調査員は8番 寺田委員です。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、8番 寺田委員お願いします。</p> |
| 8番 寺田委員 | <p>はい。ご報告申し上げます。</p> <p>76号の現場は○パチンコから下に下ったところの○商店の古金が置いてある所の隣で、ハウスが建っているところでございます。K君は今度から農業をやりたいものすごく意欲のある若い青年でございます。やる気はあるんですけども、技術の面は新規就農ということで無いとは思いますが、大根占のピーマン部会の方々というのが、ものすごく指導というのに熱心に取り組んでもらえるという方向で私は考えておりますので、何ら問題は無いと思います。</p> <p>77号の方は面積がちょっと小さいんですけども、先々はピーマンの苗床と言いますか、それにするには良い具合の面積で、場所的にも良いところでしたので、そういうふうにご利用されるんだろうとなあというふうに考えております。</p> <p>78号のT君ですけども、認定新規就農ということで、奥さんと2人で非常に一生懸命取り組んでいらっしゃるしまして、利用権を結ぶにあたり、錦江町が定める条件は全て満たしているものと思います。よろしく願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p> |
| 8番 寺田委員 | <p>補足します。</p> <p>76号の面積が1,386なんですけれども、これはすでにハウスが建っておりまして、地主のSさんが作ったのではなくて、その前の方が作ったハウスでしたので、ハウス料金とかいうのを考えなくて、1反歩3万円といのをしたんですけども、このピーマンを作るに当りまして、ハウスが建っているということで好条件ではないのかなあということで話を進めた所でした。終わります。</p> |

| | |
|--------------|---|
| 1 番 宿利原委員 | 良いですか。Hさんの息子さんですか。 |
| 8 番 寺田委員 | そうです。 2 番目です。 |
| 議 長 | 他にありませんか。 |
| 委 員 | (委員の中から「なし」の声) |
| 議 長 | 質疑なしと認めます。 これから、議案第18号のうち、受付番号76号から78号までを採決します。 お諮りします。 議案第18号のうち、受付番号76号から78号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 |
| 委 員 | (委員の中から「異議なし」の声) |
| 議 長 | 異議なしと認めます。 したがいまして、議案第18号のうち、受付番号76号から78号までについては、原案のとおり決定しました。 |
| 議 長 | ここで○番 N委員の退席を求めます。 (N委員退席) |
| 議 長 | 次に受付番号79号についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。 |
| 事務局 | それでは受付番号79号について説明いたします。 79号の貸し人はN・Yさん、S自治会在住の方です。 申請地は、田代麓字牧4, 403番5、地目は畑、地積は2, 394㎡のうち850㎡となっています。貸付期間は、平成28年9月1日から平成37年12月14日までで、小作料金4, 000円となっています。 一方、借り人は、S・Hさん、S自治会在住の方です。 |

| | |
|----------|--|
| | <p>S・Hさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者3名、自作地13,410㎡、小作地63,430㎡、雇用が200日で、水稻、露地野菜、甘藷を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター・軽トラック・芋掘り機各2台、コンバイン・田植機・トラック各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は18番 樋渡委員です。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、18番 樋渡委員お願いします。</p> |
| 18番 樋渡委員 | <p>はい。説明いたします。</p> <p>79号のN・YさんとS・Hさんとの件は、隣を3月にNさんの圃場をS・H君が利用権設定を組んで耕作されております。この物件も一緒に利用権設定を組んでもらえないかということをお願いしていたんですが、芋掘り機が簡単に入れないということで、それで現在までなっていたんですが、それをNさんの了解ももらって入り口を広くして仕事がやりやすいようにいじって良いということで、今回Sさんもそれだったら作っても良いということで決まった物件です。現在はもう甘藷も植えられております。それで書類を出すのが遅れて今回になったということで、圃場も綺麗にされておりますし、何ら問題は無いと思いますので、S・H君は認定農家でもありますから、何ら問題は無いかと思っておりますので一つよろしくをお願いします。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p> |
| 5番 平原委員 | <p>この面積が2,394㎡のうち850㎡とのはどうなっているんですか。</p> |
| 事務局 | <p>未だ地籍が終わっていない場所なので、完全な面積は分からないんですけど、茶園を抜根されたところを借りられるということで、それでその一部ということで、その面積相当分を入れたところから。5枚です。</p> |
| 19番 鈴委員 | <p>そこは未だ茶が植わっているんですか。</p> |

| | |
|-------------|--|
| 18番 樋渡委員 | いや、もう抜根をされています。 |
| 5番 平原委員 | その5枚が1筆なんですか。 |
| 事務局 | 狭い畑が5枚ぐらいあります。 |
| 18番 樋渡委員 | これは道路を挟んだ隣は山で、あまり良い条件じゃないところです。 それとその隣が自分でクヌギを植えられています。周りは全部山です。 |
| 議長 | 他にありませんか。 |
| 委員 | (委員の中から「なし」の声) |
| 議長 | 質疑なしと認めます。 これから、議案第18号のうち、受付番号79号までを採決します。 お諮りします。 議案第18号のうち、受付番号79号については、原案のとおり決定すること にご異議ありませんか。 |
| 委員 | (委員の中から「異議なし」の声) |
| 議長 | 異議なしと認めます。 したがって、議案第18号のうち、受付番号79号については、原案のと おり決定しました。 |
| 議長 | ここで12番 鍋委員の入室を求めます。 (鍋委員入室) |
| 議長 | 以上で、平成28年8月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了い たします。 |

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

1 3 番

1 6 番

議事録調整者 窪 和人